

審議会等の会議録

会議の名称	平成27年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会		
開催日時	平成27年10月2日（金）午後3時～午後4時30分		
開催場所	座間市立総合福祉センター3階研修室		
出席者	<p>(委員)</p> <p>出席：中川正行委員、加藤興和委員、与那国明美委員、大友奉委員、島村利明委員、田中誠一委員、野島徹委員、佐久間志保子委員、城条洋子委員、鈴木八千代委員、稲垣文野委員、長谷川昌夫委員、</p> <p>欠席：米澤弘明委員、佐藤節子委員、北原稔委員</p> <p>(市)</p> <p>福祉部長、福祉部参事兼福祉事務所長兼福祉長寿課長、主幹兼福祉総務係長、福祉長寿課2人</p>		
事務局	福祉長寿課		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人数	1人	
非公開・一部公開とした理由			
議題	<p>(1) 座間市地域福祉計画・第6期介護保険事業計画における計画目標について～地域包括ケアシステム構築に向けた日常生活圏域における区域の変更点について～</p> <p>(2) 座間市地域福祉計画（第三期）の骨子案について</p> <p>(3) その他</p>		
資料の名称	<p>(1) 座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画における計画目標について～地域包括支援センターが担当する日常生活圏域における区域の変更点について～（報告）</p> <p>(2) 地域福祉計画（第三期）骨子案</p> <p>(3) 地域福祉計画策定検討委員会議事要旨</p>		
会議の内容	<p>(事務局) 平成27年度第2回座間市地域保健福祉サービス推進委員会を開催します。</p> <p>初めに担当部長の比留川より御挨拶を申し上げます。</p> <p>《福祉部長挨拶》</p> <p>(事務局) ありがとうございます。それでは、議事に入る前に、何点か御許可いただきたいと存じます。</p>		

まず、座間市市民参加推進条例第12条の規定により、本会議は公開となっています。本日は傍聴者が1人おりますので、入室を御許可いただきたいと思ひます。

また、本日は委託業者が入室し、委員の御意見等を取りまとめるために録音機を使用することを御許可いただきたいと思ひます。

以上3点につきまして、座間市市民参加推進条例施行規則第7条第2項及び第4項第2号に基づき、審議会の長の許可を受けることとされておりますので、御許可いただけますでしょうか。

(会長) 異議のある方はいらっしゃいますか。

《異議なし》

それでは、異議なしと認め、委託業者の入室と録音機の使用を許可します。

《委託業者入場》

(事務局) 委員会規則第5条第2項の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、本会が成立しておりますことを御報告申し上げ、議事の進行を大友会長にお願いします。

(会長) それでは、議事に移ります。円滑な議事の進行に御協力をお願いします。

「(1) 座間市地域福祉計画・第6期介護保険事業計画における計画目標について～地域包括ケアシステム構築に向けた日常生活圏域における区域の変更点について～」担当からの説明をお願いします。

(事務局) 説明に先立ちまして、説明員を紹介させていただきます。

《事務局、説明員紹介》

《介護保険課説明》資料(1)に基づき説明

- ・ 平成26年度に本委員会で御審議いただいた市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の一部に変更が生じた。
- ・ 地域包括ケアシステム構築に向けて市では日常生活圏域を6圏域とすることとしたが、その区割りに一部変更が生じた。
- ・ 当初第5・6圏域の境は、入谷3丁目、5丁目を入谷小田急小田原線の東側、西側に設定していたが、支援を行う際に利用者に対して不便が生じているとの指摘があった。
- ・ 市では、利用者の利便性を最優先と考え、市地域包括支援センター運営協議会に諮り、丁目で圏域を区切ることにした。
- ・ これに伴い、300人ほど圏域内の高齢者人口に変更が生じているが、大幅な変更とはなっていない。

- ・ 地域包括支援センターの増設については、平成28年度に6箇所とすることを目指して準備を進めている。

事務局からの説明は以上で終わります。

(会長) ありがとうございます。地域包括ケアシステム構築に向けて市内を6箇所の日常圏域とすることが昨年度の高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画策定の中で説明されてきましたが、今回利用者の利便性を考慮するため変更することとなりましたとの御説明をいただきました。

特に、この圏域については、利用者から住所を伝えられた際に、すぐに場所を特定できるような分け方でないと支援を受ける側も行う側も不便であるように感じます。

一方で、民生委員・児童委員の活動にも関係してくると思いますので、その点も踏まえて皆さんの御意見を伺います。

(島村委員) 今回の日常圏域の設定については、市内に第1～6圏域までですが、民生委員児童委員協議会の区割りとは設定されている番号が異なる部分があります。こちらを一致させた方が良いのではないかと考えているところです。今回の変更については、利用者や支援者の利便性を考慮してのことですから、必要なことではあるのかなと考えていますが、交通事情を考えるとときに何か問題が生じないのか、少し気になりました。

(事務局) 今、島村委員が仰いましたとおり、当初は、私どもも交通面を考慮し、線路で分けたというのが実情です。ただ、先ほど御説明したとおり、対象が高齢者であることもあり、線路の西側、東側と言われても分からないというケースがかなりあるようです。交通事情の関係は、職員の利便性の問題になってしまいますし、それを踏まえると、やはり市民に分かりやすい区域の区割りの方が良いのではないかと判断をしました。

(会長) 私自身も直接包括の職員から、「線路で分けられると電話でやりとりする際に難しい。」というようなことを聞いておりますので、そうした声も踏まえて今回の変更に至ったのだらうと思います。

それから、島村委員からありました区割りの名称について、民生委員の区割り番号とずれているということがありました。担当としてはどのようにお考えでしょうか。

(地域支援係長) 名称につきましては、現在の包括支援センターでは、法人や施設の名称を使用しています。今回、6圏域に分かれますけれ

ども、名称の方向性としては数字ではなく、何かしらの名前をつけていただく形になる予定になっています。

(会長) 正式名称はそれぞれの包括がつけるかと思いますが今回の御意見についても考慮していただけますか。

(事務局) 考慮します。

(島村委員) 本当に、3と4が入れかわれば、大体一致しますので、数字も併用して使うということがあれば、一致した方が分かりやすいと思います。

(会長) 第5圏域といわれるところでは、緑ヶ丘1丁目だけが第3圏域から離れて、入ってくるような感じですが、同じところに入らないというのは、何故でしょうか。

(事務局) これも利用者の自宅付近の包括ではなく、離れた包括でなければ利用できないというのはどうかという御意見をいただいたので、調整させていただきました。

(会長) それで、1丁目だけをここへ残しているというのはどういうことでしょうか。

(事務局) 緑ヶ丘一丁目については社協包括が近くにあって、そこには行けないというと、ちょっと問題があるだろうということで、社協包括のある緑ヶ丘一丁目だけは担当という形にさせていただきました。

(会長) 非常に細やかな配慮ですね。

そのほか、何か御意見はございますか。

ないようでしたら、「(1) 座間市地域福祉計画・第6期介護保険事業計画における計画目標について～地域包括ケアシステム構築に向けた日常生活圏域における区域の変更点について～」は終了としまして、次へ進めさせていただきます。

ここで説明員の交代がありますので、5分間休憩します。

(事務局) ありがとうございます。

(会長) それでは、「(2) 座間市地域福祉計画(第三期)の骨子案について」事務局から説明願います。

(事務局) それでは、説明に先立ちまして、説明員の紹介をさせていただきます。

《事務局、説明員紹介》

《福祉長寿課説明》資料(2)・(3)に基づき説明

- ・ 骨子案として第1・2章を中心に審議をお願いする。
- ・ 第3・4章については、まだたたき台の段階で、今後大幅に変更

することが考えられる。

- ・ 次期計画では、生活困窮者自立支援や地域包括ケアシステム等の新たな福祉課題について盛り込む。
- ・ 県地域福祉支援計画や市総合計画、福祉関係個別計画との関係性を視覚的に捉えられるよう図示した。
- ・ 計画の期間は平成28年度から平成32年度までの5年間。
- ・ 基本理念、基本目標は踏襲する。
- ・ 庁内組織である地域福祉計画策定検討委員会や事前に頂いている委員の意見に対する対応については、本委員会の意見も踏まえて対応していく。
- ・ 素案は11月中旬に提示し、12月にパブリックコメントを実施する予定。

(会長) ありがとうございます。この会議に先立ち実施した地域福祉計画策定検討委員会での意見要旨も出ています。

これも踏まえた上で皆さんから御意見はございますか。

私からひとつよろしいでしょうか。いつも違和感を覚えているのですが、「プライバシーの意識の高まりや地域の人間関係の希薄化などにより」、「地域の人々の情報が市民に共有されていないことや、困っていても支援を求めることに消極的な人がいることなど」があるとされていますが、因果関係が逆ではないかと思えます。こういうことがあるから希薄化が進んでいる、この希薄化というのは結果ではないでしょうか。

それから、13ページの「また、市民の生活課題は多岐に渡る」と記載がありましたが、この場合の「わたる」は上に棒があって日を書いてまた下に1本の棒(亘る)じゃないでしょうか。

(福祉総務係長) 申し訳ありません。こちらは、誤用でした。今の「渡る」は、平仮名に訂正させていただきます。

(会長) 地域福祉のイメージ図ですが、支援する人、支援を必要とする人がはっきりと分かれています。支援を必要とする人も、ひるがえって支援する側に回ることもあると思います。こういった人をどのように分けていくのでしょうか。こうした図はよく見られますが、その度にいつも疑問に思います。

(福祉総務係長) 今御指摘いただいた点について、検討させていただきます。

(会長) こうしたことが視覚的に見える形になっていると良いと思いま

す。

それから、議事要旨には書いてありませんでしたが、成年後見制度もどこかに入れたほうが良いと思います。現在の施策体系だとどの辺りに入るのでしょうか。

(福祉総務係長) 成年後見制度については、基本目標 1、基本施策 1、施策の方向 2 の権利擁護の充実のところに入ってくる形になると思います。

(会長) かなり簡略された表現にされているから、そういう言葉も入れるのが難しくなっていますね。

もう一つよろしいですか、この議事要旨の中にも出ていましたけれども、要援護者と避難行動要支援者は別物という理解で良いのでしょうか。別物だと理解しているのですが、この辺りは法改正で変わった部分だと思います。これについては説明がないと、多くの人は混乱するのではないのでしょうか。

私も災害時の要援護者という言葉がぱっと出てきてしまいます。それがここでは避難行動要支援者になってしまう。

(福祉総務係長) 脚注で説明させていただくことは考えられると思います。

(会長) そうですね。それが必要だと思います。

もう一つよろしいですか。地域包括ケアシステムついてですが、この計画の中では、図で説明するとか、そういったことはありません。おそらくこの計画の中でも多く出てくる言葉になると思います。しっかり理解した上で読んでいただく必要があると思います。

(福祉総務係長) ありがとうございます、参考にさせていただきます。何らかの工夫をさせていただき、わかりやすい表現とさせていただきたいと思います。

(会長) よろしくお願いします。

次に、ユニバーサルデザインの取組については、庁内でも現状を十分に認識したうえで表現を検討してほしいとの意見が出たそうですが、こちらはどのような表現にすることを検討しているのでしょうか。

(福祉総務係長) それにつきましては、「推進」という言葉が使えるのかなと考えています。

(会長) 要するに、「一層」という言葉が現状とは少し異なるということですね。

(福祉総務係長) 推進ですから、これからまた着実に進めていくという形になると思います。

(会長) ただ単に、導入の促進という、何にもやっていないように見えてしまうけれども、やっていないわけではないし、これはどの程度進んでいると表す程度の問題ですよ。

(福祉総務係長) 現状そこまでには至っている状況とは申し上げられません。したがって、「導入」という言葉で進捗の認識がおかしくなってしまうという御指摘でした。

(福祉長寿課長) よろしいですか。まずバリアフリー化ですが、これは皆さん御存じのとおりで、様々なところで段差の解消などの取組を進めており、今後も当然やっていかなければいけないものです。

この、ユニバーサルデザインという考え方は、障がい者、高齢者といった特定の人を対象にするものではなく、誰でも簡単に利用しやすいのにするものということで、範囲が非常に広いものです。そうしますと、市でもどのようなものをユニバーサルデザインとして取り組んでいるのか、認識が異なっています。このユニバーサルデザインを導入するというレベルには、今、市として至っていないのではないかと、この考えもありますので、ユニバーサルデザインについては、これから推進していくという形で入れていくようになるのではないかと担当課からの意見がございました。

(会長) ユニバーサルデザインの認識を広めている段階で、現実に色々な施策に反映できている段階ではないということですか。

(福祉長寿課長) そのとおりです。

(会長) そうしたことを踏まえた表現になるということですね。

(副会長) 学問的に突き詰めると、バリアフリーというのは、不快表現に当たります。ユニバーサルデザインが出る前は、バリアというのは読んで字のごとく、壁を取ることですから、その壁を取り壊すということです。ただ、そもそも同じ室内に壁があること自体がやはり不快ですよ。

だから、それを一步踏み越えようというので、ユニバーサルデザインで、例えば病気を持っている人、幼児を連れている人、障がいがある人、高齢者、こうした誰もが使いやすいをつくっていかうというのがユニバーサルデザインの本来の趣旨だと思います。庁内での意見も十分分かりますので、「公共施設・道路などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインのさらなる推進」という形で結んでもらいたいと私

は思います。

今はまだ、入り口の部分又は場合によってはユニバーサルデザインという言葉の普及かもしれませんが、そこから時間をかけながら進んでいくということをしっかり記載していただくことが、座間の福祉計画の中ではいいのかなと思います。

(福祉長寿課長) ニュアンスとしては、これから進めていくという形になります。もう既に導入していると勘違いをされてしまうことは避けたいという状況です。

(会長) 他に御意見等はございますか。

(島村委員) 自助について「自分でできることは自分です」と書いてありますが、市民の方にどのように周知されていくのでしょうか。

(福祉総務係長) この後に素案をつくっていく中で、具体的な施策を検討してまいります。当然その中で自助、共助、公助についての施策についても、検討されていくものと考えています。例えば、広報活動もあると思いますし、ボランティア活動の中で広めていくとか、さまざまな手法が考えられると思いますので、素案を作成していく中で考えていきたいと考えています。

(島村委員) 自助に関しては個々に判断が分かれるため難しいと思います。注意して記載していただければと思います。

(福祉総務係長) ありがとうございます。

(会長) 社協のやっている仕事を見ている、自助と共助はなかなか区別が付きません。

自助ということで、自分でやることだから支援しないということになるといつまでたっても自分ではできないかもしれない。

逆に、そうやって支援を受けて、自分でできる人は、次に他の人を支援するといった流れもあります。そうしたところもしっかり考えながら、自助、共助、公助というのはあるべきだと思います。そこも踏まえた上で、自助、共助、公助を説明してもらえるといいと思います。

(島村委員) 15ページの基本目標3において、「市地域防災計画においても避難行動要支援者（災害時要支援者）対策が盛り込まれています。本計画では、「市地域防災計画」との整合性を図り、地域住民、社協、民生委員児童委員協議会、関係機関・団体と連携しながら」と記載されていますが、名簿は、自治会と社協と民生委員が所持しており、自治会の指示の下に民生委員は動くと言われているので、ここ

には自治会がはっきりと記載されなければならないと思います。関係機関には自治会が含まれているかもしれませんが、31ページには自治会が地域のリーダーシップをとって防災をと書かれていますので、地域住民、民生委員より前に自治会が出てこないといけないと思います。

(会長) 「整合性を図り、地域住民」とありますが、自治会が先に出てくるということですね。

(島村委員) 自治会を民生委員の前に入れてほしいですね。自治会がリーダーシップをとってやるというのが民生委員として言われている名簿の書き方ですから。

(会長) 現実にそういう動きを行政は取ってらっしゃいませんよね。

(福祉総務係長) はい。

(会長) それもやっぱり、この文章に反映させましょうか。

(島村委員) お願いします。

(福祉総務係長) はい、参考にさせていただきます。

(会長) 他に御意見等はございますか。

(城条委員) 15ページで「市地域防災計画において避難行動要支援者(災害時要援護者)」という形で書いてございます。先ほどの説明で要援護者と避難行動支援者は別物というお話でしたが、この表記では同じものにみえます。

(会長) ここでの括弧は、昔の呼称という意味ではないでしょうか。

(福祉総務係長) はい。

(城条) 私は先ほどのやりとりで、別なのかと理解しました。災害時要援護者なら避難行動支援者ですが、要援護者というのは災害に関係なく様々な支援を求める人と理解すると、そのように理解していました。

(福祉総務係長) 確かにおっしゃるとおりの、法律で使われている言葉、それと市の地域防災計画で使われている言葉等の整合を図りながらこの辺は調整させていただきたいと思います。

(会長) 他に御意見等はございますか。ないようですので、「(2) 座間市地域福祉計画(第三期)(骨子案)について」は以上となります。

続きまして、「(3) その他」ですが、事務局から何かございますか。

(福祉総務係長) 特にございません。

(会長) 委員の皆さんから何かございますか。何もないようですので、

	<p>これで議事を終了します。 (事務局) それでは、閉会させていただきます。長時間の御審議ありがとうございました。</p>
--	--------------------------------------------------------------------